



埼玉県報

第 2703 号
平成 27 年(2015 年)
6 月 9 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉物産観光活性化事業業務委託に関する契約の相手方等の公示（観光課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表（監査第一課）
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査第一課）

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えがお

三 代表者の氏名

大山 晃代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市大字峯字前五百七十二番地八

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、川口市及び草加市住民に対し、地域交流事業や、介護保険法に基づく訪問看護事業・介護予防訪問看護事業および健康保険法に基づく訪問看護事業や障害者の相談支援事業を行い、自立と共生のまちづくりに寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、川口市及び草加市住民に対し、地域交流事業や、介護保険法に基づく訪問看護事業・介護予防訪問看護事業および健康保険法に基づく訪問看護事業を行い、自立と共生のまちづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年五月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ねこの家
- 三 代表者の氏名
越智 香
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県八潮市大字大曾根四百五十二番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、八潮市及びその周辺地域に暮らす人々に対して、飼い主のいない猫の繁殖制限や保護・譲渡に関する各種事業を行い、地域の生活環境を改善することにより、人にも猫にもやさしいまちづくりの形成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人本気であそぶ子応援団

三 代表者の氏名

塩野谷 延夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市大字下奥富八百五十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちがたくましく生きていく力を育んでいけるよう、五感を働かせ本気であそぶことのできる公園、「自分の責任で自由に遊ぶ」を理念とする『冒険遊び場プレーパーク』をつくり、地域の人たちや行政と協働して、元気な子どもの声にあふれる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆりかご

三 代表者の氏名

上原 秀一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市大塚二百五十三番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障がいのある人が、文化・創作活動、作業を通じて積極的に社会参加し、充実した地域生活を送れるよう支援するとともに、生きがいを持って暮らせる、豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障がいのある人が、文化・創作活動、作業に通じるとともに、積極的に社会参加し、充実した地域生活を送れるよう支援し、生きがいをもって暮らせる、豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第六百六十三号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	証明
小川町	平成二十五年度	地籍図四十七枚	平成二十七年
	平成二十六年年度	地籍簿一冊	六月三日
		越の（一部）	

告 示

埼玉県告示第六百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ大袋店

埼玉県越谷市袋山千四百七十

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- (2) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場の利用者へのアイドリングストップの看板を複数枚掲示すること。
- (3) 出入口②に勾配があることから、注意を促す看板、路面表示の設置を行うこと。

二 縦覧期間

平成二十七年六月九日から平成二十七年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグダウン本庄西富田店

埼玉県本庄市西富田四百三十一―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後七時（年間百二十日午後七時三十分）

（変更後） 午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前九時三十分から午後七時三十分（年間百二十日午後八時）

（変更後） 午前八時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十七年六月二十五日

ニ 届出年月日

平成二十七年五月二十八日

二 縦覧期間

平成二十七年六月九日から平成二十七年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年六月九日から平成二十七年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド上尾店

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番十七号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 埼玉県の『大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン』並びに『商店街活性化条例』、また上尾市の『上尾市商業の振興に関する基本条例』に基づき、上尾商工会議所と地元商店会へ加入をして、地域を構成する事業者の一員であることを自覚し、地域に根ざした経済活動と地域貢献活動を両立していただきたいと考えます。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会でも、地域住民等から上尾陸橋交差点の混雑を心配する意見が多数ありましたので、『大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針』に基づき、駐車場の出入りについて左折誘導の徹底をしていただきたいと考えます。また、中山道・上尾陸橋交差点に右折帯が整備された後に開店するなどさらに一步踏み込んだ地元への配慮をご検討願います。

二 縦覧期間

平成二十七年六月九日から平成二十七年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉物産観光活性化事業業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部観光課観光・物産振興担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3
丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
一般社団法人埼玉県物産観光協会 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番
地5
- 5 契約金額
314,075,516円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年六月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十七年五月二十二日

指令越建セ第二六〇〇五五一号

二 検査済証番号

平成二十七年六月五日

越建セ第一〇二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三五六番一、三五八番二、三六〇番一

幸手都市計画事業道仏土地区画整理地内三一街区一―一、三一街区四―一、

三一街区一四―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三五四番地 岩崎 克己

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十六年年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年六月九日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	宮 崎 栄 治 郎
埼玉県監査委員	小 林 哲 也

平成26年度包括外部監結果に対する措置状況

監査テーマ：埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について			
監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
より精度の高い見込額の設定 【報告書100ページ】	<p>【指摘3】より精度の高い見込額の設定 見込額と実績額を一致させることは当然に不可能であるが、その差額を少しでも小さくするのが県の責務と考える。流域下水道の維持管理費を流域の市町を通じて県民に負担していただいているわけであるから、結果的に精算するとはいえ、前払的に過大に徴収することは県民の大きな負担となる。また、流域の市町にとっても、累積収支差額を精算する際に、それを次期5年間の負担金単価の計算に反映させるのか、あるいは現金で返還してもらうのかの判断をする必要に迫られ、その判断のいかんによっては、次期5年間の行政運営にも多大な影響を及ぼすことになってしまう。</p> <p>よって、過剰な累積収支差額が発生しないようにすることは、流域下水道事業を継続していくうえで非常に重要な事項といえる。全国で2番目に長い歴史を持つ埼玉県の流域下水道事業のノウハウを駆使して、より精度の高い見込額を設定するよう努めるべきである。</p>	<p>平成26年度に行った単価改定の積算においては、より精度の高い積算を行った。</p> <p>具体的には、水量を推計する上で、従来は人口増加が続くことを想定した流域別下水道整備総合計画の数値を使用していたものを、人口減少の動向を織り込んだ国立社会保障・人口問題研究所の公表している推計値を使用するように改めた。また、修繕工事に係る経費についても精査を行った。</p>	下水道管理課
工事完成通知書の適正な作成及び受領 【報告書145ページ】	<p>【指摘4】工事完成通知書の適正な作成及び受領 工事完成通知書は、現場の作業終了後に受領する書類である。本工事の場合は、業者からは正塗装の申し出を受けた時点で工事完成通知書をいったん返却し、是正塗装終了後に改めて受領すべきであった。</p> <p>工事完成通知書は、理由のいかんにかかわらず現場作業終了後に受領するよう徹底すべきである。</p>	<p>荒川左岸南部下水道事務所では、平成27年2月23日に職員全体会議を開催し、次のことを徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者から工事完成通知書が提出されたときは、監督員は、速やかに現場を精査して工事完成を確認し、その結果を所長に報告すること。 ・監督員は是正作業も含めた全ての現場作業の完了が確認できた後に工事完成通知書を受領すること。 ・受注者に対しては、是正作業も含めた全ての現場作業を確実に完了した後に工事完成通知書を提出するよう指導すること。 	下水道管理課 荒川左岸南部下水道事務所
処理水量の検証 【報告書197ページ】	<p>【指摘5】処理水量の検証 業務委託料の変動費は単価契約であるため、委託料は単価に処理水量を乗じて計算することになる。したがって、処理水量を測定することは、委託料の支払額を決定するうえで非常に重要な事項である。</p> <p>県による実際の処理水量の検証として、受託者が作成した水処理日報及び水量月報の検証及び確認をしているが、その事実を示す記録は存在しない。本来であれば、支払い金額を決定する最重要事項であることから、客観的資料に基づいた支払額算定という点を明確にするためにも、委託者である県の検証結果を記録として残すべきである。</p>	<p>荒川左岸北部下水道事務所では、水処理日報及び月報の検証するにあたり、平成27年1月5日以降、計算機から直接データを取り出して、そのデータを基に水量の確認を総務管理担当（市野川水循環センター駐在職員）が実施することとした。</p> <p>データを水処理日報及び月報と一緒に保存し、検証した結果がわかるように運用を改めた。</p>	下水道管理課 荒川左岸北部下水道事務所
落札者の提出資料 【報告書214ページ】	<p>【指摘6】落札者の提出資料 落札者の提出書類は、公文書として保存されるものなので、日付が記載されるように指導すべきである。</p>	<p>中川下水道事務所では、平成27年1月27日の役付会議や朝礼にて受注業者などの外部から受領する関係書類の日付け確認を徹底するよう周知した。</p> <p>また、受注業者には、日付けの記載を徹底するよう口頭で指導した。</p>	下水道管理課 中川下水道事務所

平成26年度包括外部監結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
普及啓発活動の財源 【報告書258ページ】	<p>【指摘7】普及啓発活動の財源 特定資産は、その性質からある特定の目的にのみ使用できる資産であり、その運用収入においても同様である。さらに、公社の特定資産管理要領における規定にも、法人会計に計上すると記載されている。 よって、現状においては特定資産の運用収入を普及啓発活動の財源として使用しているが、これは明らかに管理要領違反である。</p>	<p>特定資産の運用収入を公益目的事業である普及啓発活動の財源として使用できるように、特定資産管理要領を平成27年2月25日に改正した。</p>	埼玉県下水道公社

告示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人工藤道弘の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月九日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文
 埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫
 埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎
 埼玉県監査委員 小 林 哲 也

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
小川 千恵子	埼玉県戸田市大字新曾二千二百四十二番地 G B G 北戸田リアルフォート九〇四号室	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日
長内 温子	埼玉県草加市草加二丁目十九番九号	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日
土屋 文実男	埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十五番十六号 一二〇四	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日
中澤 仁之	埼玉県深谷市稻荷町二丁目四番三十八号	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日
森山 謙一	埼玉県さいたま市南区別所七丁目一番三十三号 一―五〇二	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日
芳原 勝伸	埼玉県入間郡毛呂山町西大久保三百六十六番地三	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日